

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、審査請求人は、保護費の再支給申請（以下「本件申請」という。）を行ったところ、処分庁は、審査請求人から事情を聴取した上で、支給要件には該当しないものと判断し、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、自分の不注意ではなく、知人に強盗にあったことにより保護費がなくなったため、保護費を再支給し、最低生活の保障をすべきであること、また、処分庁は、生活保護手帳という厚生労働省からの通達があった1冊の本をもって判断しており、本件処分の根拠は法ではないため根拠にならず法の根拠を記載すべきである旨主張する。

しかしながら、前渡しされた保護金品を失った場合、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではなく、被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人等から事情を詳細に聴取するとともに、当時の手持金等について十分に確認することとされていることから、処分庁においては、審査請求人に〇〇〇〇〇円の預貯金があり、家賃や光熱水費は支払済みであること、審査請求人の主張によると〇〇〇〇〇の保護の間に〇〇〇〇〇〇〇〇円程度を貯めるなど節約生活が可能であったこと、また、友人に貸していた〇〇円を返してもらったことなどをもって、盗難日であると審査請求人が主張する平成〇〇年〇月〇〇日から同月末日まで生活が可能と判断したものであり、本件処分に違法又は不当な点があるとまでは認められない。

次に、本件処分の理由について、処分庁が本件処分の根拠とした課長通知は、地方自治法第245条の9第3項の規定に基づく処理基準であり、処分庁は、この処理基準に基づいて事務を行うべきものとされていることから、処分庁がこれに基づき本件処分を行ったことは妥当である。そして、決定通知書には理由を付すものとされているが、必ずしも、法そのものの規定を示さねばならないものではなく、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましいとされていることから、決定の理由を平易に記載した本件処分に、違法又は不当な点があるとまでは認められない。

なお、処分庁は、審査請求人が〇〇円所持していることを踏まえて本件処分を行った事実が認められることから、本件処分通知書に記載の〇〇〇〇〇

円という表記は、いささかあいまいさがあるものの、本件処分を取り消すまでの瑕疵があるとは認められない。しかしながら、審査請求人は、〇〇〇〇〇円で残り日数を暮らしていくのは不可能と主張しており、審査請求人の心情は理解できるものである。処分庁においては、今後は、保護の決定通知書の理由の記載をより精査するよう求めることを付言する。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成30年1月19日	諮問の受付
平成30年1月22日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：2月13日 口頭意見陳述申立期限：2月13日
平成30年1月30日	第1回審議
平成30年2月9日	審査請求人から主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領（2月9日付け）
平成30年2月20日	第2回審議
平成30年3月13日	口頭意見陳述の実施及び第3回審議
平成30年4月20日	第4回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
- (2) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と規定し、第4項において、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」、第9項において、「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と定めている。
- (3) 地方自治法第245条の9は、「法定受託事務に係る処理基準」について

規定しており、第3項において、「各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。」と定めている。また、「法定受託事務に係る処理基準」は、事務を処理するに当たり「よるべき基準」であり、地方公共団体は、それに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものである。

- (4)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)は、「法定受託事務に係る処理基準」であり、同通知第10の4は、扶助費の再支給について、「前渡された保護金品又は収入として認定された金品(以下「前渡保護金品等」という。)を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。」と定め、「(1)災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合。(2)盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合。」と定めている。
- (5)「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)は、「法定受託事務に係る処理基準」であり、同通知第10の間16の答の1の(1)において、「盗難、強奪」の留意点について、「金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。」と定めている。また、答の2の(1)において、「被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。」と定めている。さらに、答の4において、「被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。」と定めている。
- (6)「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問10の16の「保護金品の再支給」の答において、「本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではない。実施要領に規定されているところは、特定の場合の取扱いを示したにすぎないものである。」と記されている。

2 認定した事実

- 審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）及び大阪府行政不服審査会に提出された資料等によれば、以下の事実が認められる。
- (1) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人が〇〇〇〇〇〇〇〇を訪れ、同月〇〇日、知人Aによる強盗の被害にあい、〇〇〇〇〇〇円を盗まれたと報告したため、処分庁は、警察署に被害届が提出されていること、手持ちの現金は〇〇〇円、預貯金は約〇〇〇〇〇円あること、家賃及び光熱費は支払い済みであること等を審査請求人から聞き取った。審査請求人は、同月〇〇日、本件申請を行った。
 - (2) 処分庁は、同年〇月〇〇日、管轄の警察署に問合せ、審査請求人の被害届は受理していることを確認した。また、同日、審査請求人が医療券の受領を目的に〇〇〇〇〇〇〇〇を訪れた際、同月〇〇日以降の生活状況について、冷蔵庫の食糧を食べていたことを聞き取った。同日、処分庁は、ケース診断会議を開催した。
 - (3) 処分庁は、同年〇月〇〇日、Aの居住自治体に対し電話照会を行い、Aが同自治体のB福祉事務所で生活保護を受給していることを聞き取り、B福祉事務所に問い合わせたところ、Aに関して警察からの問い合わせ等はなされていないことを聞き取った。
 - (4) 審査請求人は、同年〇月〇〇日、医療券の受領のため〇〇〇〇〇〇〇〇を訪れ、その際、盗られた金品は、引越し費用として貯めたものだった。
 - (5) 審査請求人は、同年〇月〇〇日、〇〇〇〇〇〇〇〇を訪れ、自費で転居した場合の火災保険料及び保証人料の支給に関する質問を行った。また、生活状況については、友人に貸していた〇〇円を返してもらって生活していると言った。
 - (6) 同年〇月〇〇日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件申請に対する保護費の再支給は必要なしと結論、本件処分を行った。

3 判断

前渡しされた保護費の再支給の要件について、法はこれを規定せず、上記1（4）の局長通知第10の4の（2）が、「盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」と定めている。そして、こうした場合の留意事項を定める上記1（5）の課長通知は、「本来、扶助費はこれを所定の方法で交付すれば給付として完了するもの」であるから、預貯金・手持金等の状況も勘案したうえで再支給の可否や金額を判断するものとしている。これら通知の定めには一定の合理性があると認められるから、これらの通知に基づき、処分庁が審査請求人から、平成〇〇年〇月〇〇日、預貯金が〇〇〇〇円あること、家賃及び光熱費は支払い済みであることに加え、翌日、生活状況について冷蔵

庫の食糧を食べていたことを聞き取り、その後同月〇〇日、友人に貸していた〇〇円を返してもらって生活していることを聞き、これら預貯金・手持ち金等の状況を勘案して本件処分をしたことは、結論として、違法又は不当とはいえない。

また、本件処分通知書に記載された却下の理由の当否については、第3の2(2)に引用した審理員意見書の通りであり、違法又は不当な点があるとまでは認められない。

第6 付言

本件審査請求に関する本審査会の結論は以上の通りであるが、以下の点を付言しておく。

処分庁は、本件処分にあたって、審査請求人が冷蔵庫の食料を食べていたこと、家賃、水光熱費の支払いを済ませていることを確認し、〇〇〇〇〇円の預貯金があることをもって本件申請日以降の約〇〇日間の生活が可能であると判断したとするが、審査請求人が儉約家であることを考慮に入れたとしても、一般に1日〇〇〇円足らずで生活することは困難を伴うものであり、また、審査請求人が知人に貸していた〇〇円を返してもらって生活していたことを処分庁が知ったのは、同月〇〇日である。本件処分に至るまでの間、処分庁は、審査請求人宅を訪問して食料在庫を確認するなど、審査請求人がどのように生活しているのか、その状況を十分に把握して見守りを行うことが必要であったといえる。今後、このような盗難等による扶助費の再支給に関するケースが生じた場合はより慎重な対応をすることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子